

## 社会福祉法人瑞祥会 行動計画 (次世代法)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年3月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 2. 内 容

目 標 1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

(対策) 令和2年3月～ 制度に関するパンフレットを用い職員へ周知する。  
パンフレットをいつでも閲覧可能な状況にする。

目 標 2 対象者に対して、産前産後休業や育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の説明及び情報提供を行う。

(対策) 令和2年3月～ 対象者が出た際に、制度の説明及び情報提供を行う。  
必要に応じて相談に応じる。